

京都市告示第 6 2 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 3 6 条第 1 項の規定により，次のとおり法第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業を指定しました。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

特定非営利活動法人社会的就労支援センター京都フラワー（理事長 堀田 正基）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市南区西九条東柳ノ内町 4 3 番地

3 事業所の名称

特定非営利活動法人 社会的就労支援センター 京都フラワー

4 事業所の所在地

京都市南区西九条東柳ノ内町 4 3 番地

5 指定する事業の種類

就労継続支援 A 型

6 指定年月日

平成 2 7 年 3 月 2 0 日

7 事業所番号

2 6 1 0 5 8 1 4 8 6

（保健福祉局障害保健福祉推進室）